

第9次京都市交通安全計画の概要について

～交通事故のない安心・安全なまち 京都を目指して～

計 画 期 間

平成23年度から平成27年度までの5年間

計画の基本的な考え方

1 交通事故のない社会を目指して

京都市では、クルマを重視したまちと暮らしを、京都にふさわしい「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに力強く転換していくこととしています。

市民すべての願いである安心で安全に暮らせる社会を実現するため、人命尊重の理念に基づくとともに、交通事故被害者の存在に思いをいたし、悲惨な交通事故の根絶を図っていきます。

2 人優先の交通安全思想

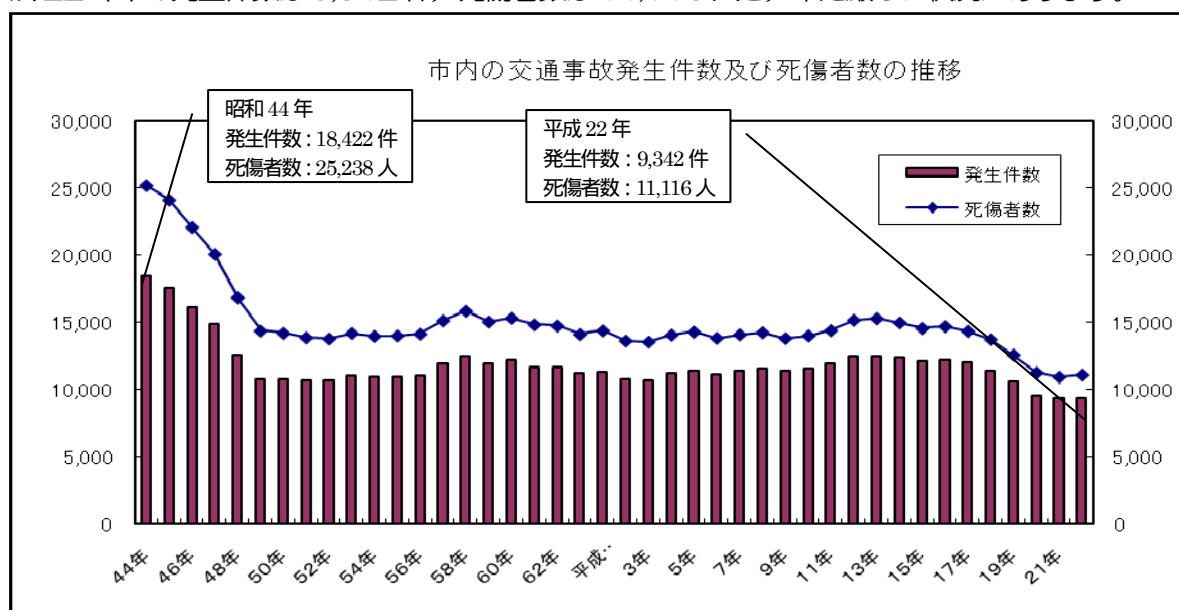
自動車と比較して弱い立場にある歩行者、中でも高齢者、子ども、障害者等に対して配慮や思いやりの気持ちを持ち、「人優先」の考え方を基本とした交通安全施策を推進していきます。

道路交通事故の現状

1 発生件数、死傷者数は減少傾向

京都市内の交通事故は、昭和44年に発生件数が18,422件、死傷者数が25,238人と過去最悪でした。

交通安全対策に携わる皆様の40年間にわたる不断の取組により、交通事故は大幅に減少しましたが、平成22年中の発生件数は9,342件、死傷者数は11,116人と、未だ厳しい状況にあります。

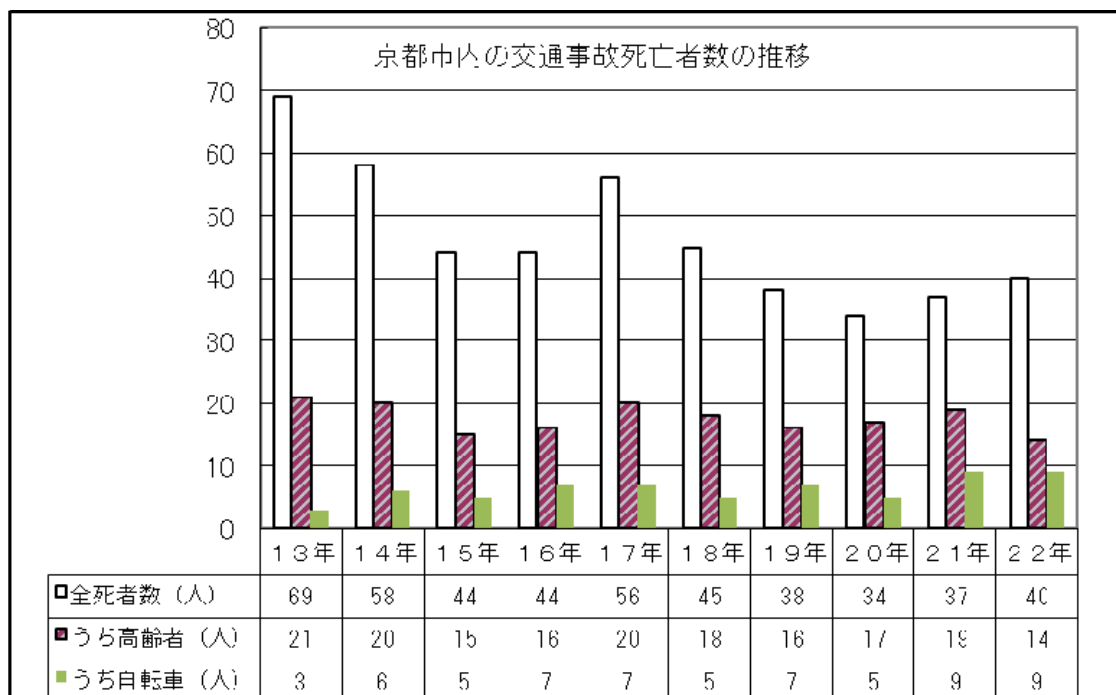


2 交通事故死者に占める高齢者及び自転車の割合の増加

交通事故により亡くなられた方は、平成 13 年には 69 人でしたが、平成 22 年は 40 人とこの 10 年間で着実に減少しています。

一方で、65 歳以上の高齢者の割合が非常に高く、平成 22 年では全死者数の 35%を占めています。

また、自転車乗車中に交通事故で亡くなられた方の割合は近年増加傾向にあり、平成 22 年では 22.5% となっています。



本計画における目標

平成 27 年までの目標

	目標値
年間の 24 時間死者数	25 人以下
年間の死傷者数	8,400 人以下

※ 国の第 9 次交通安全基本計画の数値目標の削減率に準じて設定

道路交通安全対策を考える4つの視点

道路交通を取り巻く情勢の変化を踏まえ、従来の交通安全対策をより効果的な対策へと改善するとともに、新たな対策を推進していきます。

第9次計画では、特に次の4点を重視した取組を推進していきます。

○ 4つの視点

1 高齢者及び子どもの安全確保

- 高齢者が健やかに暮らしていくため、高齢者の多様な交通行動を踏まえた総合的な交通安全対策を推進していきます。
- 子どもを安心して健やかに生み育てられるまちづくりをさらにすすめていくため、事故から子どもたちを守る観点から交通安全対策に取り組んでいきます。

2 歩行者及び自転車の安全確保

- 高齢者や子どもたちにとって身近な道路の安全性を高めるなど、人優先の考えのもと、歩行者の安全確保を図っていきます。
- 「京都市自転車安心安全条例」等により、自転車に乗る方の規範意識やマナーの向上、利用環境の整備など、自転車事故の未然防止に取り組んでいきます。

3 生活道路及び幹線道路における安全確保

- 生活道路では、自動車の速度規制や幹線道路を走行すべき自動車の流入を防止するなど、交通安全を確保するための総合的な対策を一層推進していきます。
- 幹線道路では、蓄積したデータを活用した事故原因に即した対策を実施し、その効果評価を次の新たな対策に反映させ、交通安全対策の更なる向上を図ります。

4 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 **本市独自**

- 平成22年1月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換していきます。
- 持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市の形成に向け、世界トップレベルの使いやすい公共交通を構築し、歩く魅力に溢れるまちをつくり、また一人ひとりが歩く暮らし（ライフスタイル）を大切にすることによって、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現する。

講 じ ょ う と す る 施 策

<凡例>

- ◎ 京都市が主体的に実施する取組
- 京都市と関係団体等の連携した取組
- 京都市以外の取組

○ 道路交通の安全対策

No.	施策項目	第9次における主な取組
1	<u>道路交通環境の整備</u> 少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、身近な生活道路をはじめとして人優先の道路交通環境整備の強化を図る。 (1) 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備 (2) 幹線道路における交通安全対策の推進 (3) 道路交通環境整備への市民参加の促進等 (4) 効果的な交通規制の推進 (5) 道路交通情報の充実 (6) 災害に備えた道路交通環境の整備 (7) 総合的な駐車対策の推進 (8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	○生活道路における車両速度の抑制（最高速度 30km/h の規制の実施など） ◎自動車、自転車、歩行者等が分離された安全な道路交通環境の形成
2	<u>交通安全思想の普及徹底</u> 幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (4) 市民の参加・協働の推進	◎高齢者の交通事故防止に関する啓発指導の強化 ◎シミュレーターの活用やスクアード・ストレート方式による参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
3	<u>安全運転の確保</u> 高齢者をはじめ運転者等の教育の充実、事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進、IT等を活用した道路交通に関する総合的な情報提供の充実等を図る。 (1) 運転者教育等の充実 (2) 運転免許業務の改善及び充実 (3) 安全運転管理の推進 (4) 自動車運送事業者の安全対策の充実 (5) 交通労働災害の防止等 (6) 道路交通に関する情報の充実	○高齢者の運転免許証の自主返納に対する支援（運転経歴証明書への特典の付与など）

No.	施策項目	第9次における主な取組
4	<u>車両の安全性の確保</u> 車両の安全対策を拡充強化し、交通事故の未然防止や被害軽減及び被害拡大防止対策を図る。 (1) 車両の安全対策の推進 (2) 自動車アセスメント情報の提供等 (3) 自動車の検査及び点検整備の充実 (4) リコール制度の充実・強化	☐ 自動車利用者に対する自動車アセスメントの推進
5	<u>道路交通秩序の維持</u> 交通事故を防止するため、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る。 (1) 交通の指導取締りの強化等 (2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化 (3) 暴走族対策の強化 (4) 危険物等の安全輸送の確保	☐ 死亡事故等に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 ☐ 平成23年10月25日付警察庁通達に基づく自転車利用者に対する指導取締りの推進 ☐ 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進 ☐ 交通犯罪の専従捜査体制、初動捜査体制、科学的捜査体制の強化
6	<u>救助・救急活動の充実</u> 救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急医療体制及び救急医療体制の整備を図る。 (1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急医療体制の整備 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等	☒ AEDの使用も含めた心肺蘇生法など応急手当の普及啓発活動の推進 ☒ 京都消防ヘリコプターによる夜間救急搬送の実施 ☐ ドクターヘリ事業の推進
7	<u>損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進</u> 犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。 (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 (2) 損害賠償の請求についての援助等 (3) 交通事故被害者等支援の充実強化	☒ 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター等民間支援団体との連携
8	<u>調査研究の充実</u> 有効かつ適切な交通安全対策を推進するため、人・道路・車両の3要素各分野の協力の下、総合的な調査研究を充実する。 (1) 道路交通の安全に関する調査研究の充実 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	☐ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 ☐ 交通事故原因を徹底究明に向けた警察、道路管理者などの連携強化

No.	施策項目	第9次における主な取組
9	<u>環境に配慮した交通対策の推進</u> <u>本市独自</u> 自動車の共同利用の促進，エコドライブの普及，電気自動車の導入促進等により，効率的で環境に配慮した交通環境の形成に努める。 (1) 効率的な自動車の利用 (2) 「セーフティ・エコドライブ運動」の展開 (3) エコカー利活用の促進 (4) 環境にやさしい自動車燃料の利用等 (5) 電気自動車の導入促進等 (6) 交通公害調査の実施 (7) 交通規制の要請等 (8) 自動車の排ガス等対策の推進	◎「京エコドライバーズ」「エコドライブ推進事業所」登録事業、カーシェアリングの普及・促進、エコカーへの転換 ◎公用車へのエコカー導入や電気自動車等を活用した共同利用の促進
10	<u>京都市自転車安心安全条例の推進</u> <u>本市独自・新規</u> 自転車に関する事故の防止，自転車の秩序ある利用の推進及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に努める。 (1) 自転車の安全な利用に関する啓発 (2) 自転車の点検整備の促進 (3) 自転車損害保険等の加入の促進 (4) 自転車交通安全教育の推進 (5) 自転車利用者に対する指導取締りの推進 (6) 自転車利用環境の総合的整備	◎自転車安全利用促進啓発員による自転車ルールへの指導啓発 ◎交差点、細街路、商店街の通行時におけるルール等の周知徹底 ◎自転車の点検整備が受けやすい環境の形成 ◎損害賠償保険加入の重要性の積極的な広報（TS マーク付帯保険等） ◎自転車通行環境の整備 ◎駐輪スペースの更なる確保

○ 踏切道における交通の安全対策

No.	施策項目	第9次における主な取組
1	<u>踏切道の立体交差化及び構造の改良促進</u>	○遮断時間が特に長い踏切等の連続立体交差化による踏切道の除去の促進
2	<u>踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</u>	○踏切遮断機の整備及び警報時間制御装置等の整備
3	<u>踏切道の統廃合の促進</u>	○踏切道の立体交差化、構造改良等及び近接踏切道の統廃合
4	<u>その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置</u>	○踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置の推進

○ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 本市独自

No.	施策項目	第9次における主な取組
1	<u>公共交通の再編強化</u>	○バス、鉄道の交通事業者等の連携による公共交通ネットワークの強化 ○旅客施設等のバリアフリー化の推進
2	<u>歩行者優先のまちづくり</u> (1) 歩行空間の創出 (2) 自動車利用の抑制策等の推進 (3) 未来の公共交通の整備	◎道路空間の再構成による安心・安全で快適な歩行空間の創出 ◎パークアンドライドなど、自動車利用の抑制策の推進 ◎LRT等の導入の検討
3	<u>歩いて楽しい暮らしを大切にする</u> <u>ライフスタイルへの転換</u> (1) 「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発 (2) 「スローライフ京都」大作戦(プロジェクト)の推進	◎「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発 ◎「クルマに頼りすぎない暮らし(スローライフ)」を大切にするライフスタイルへの転換の促進